

設 計 書
設 計 書
設 計 書

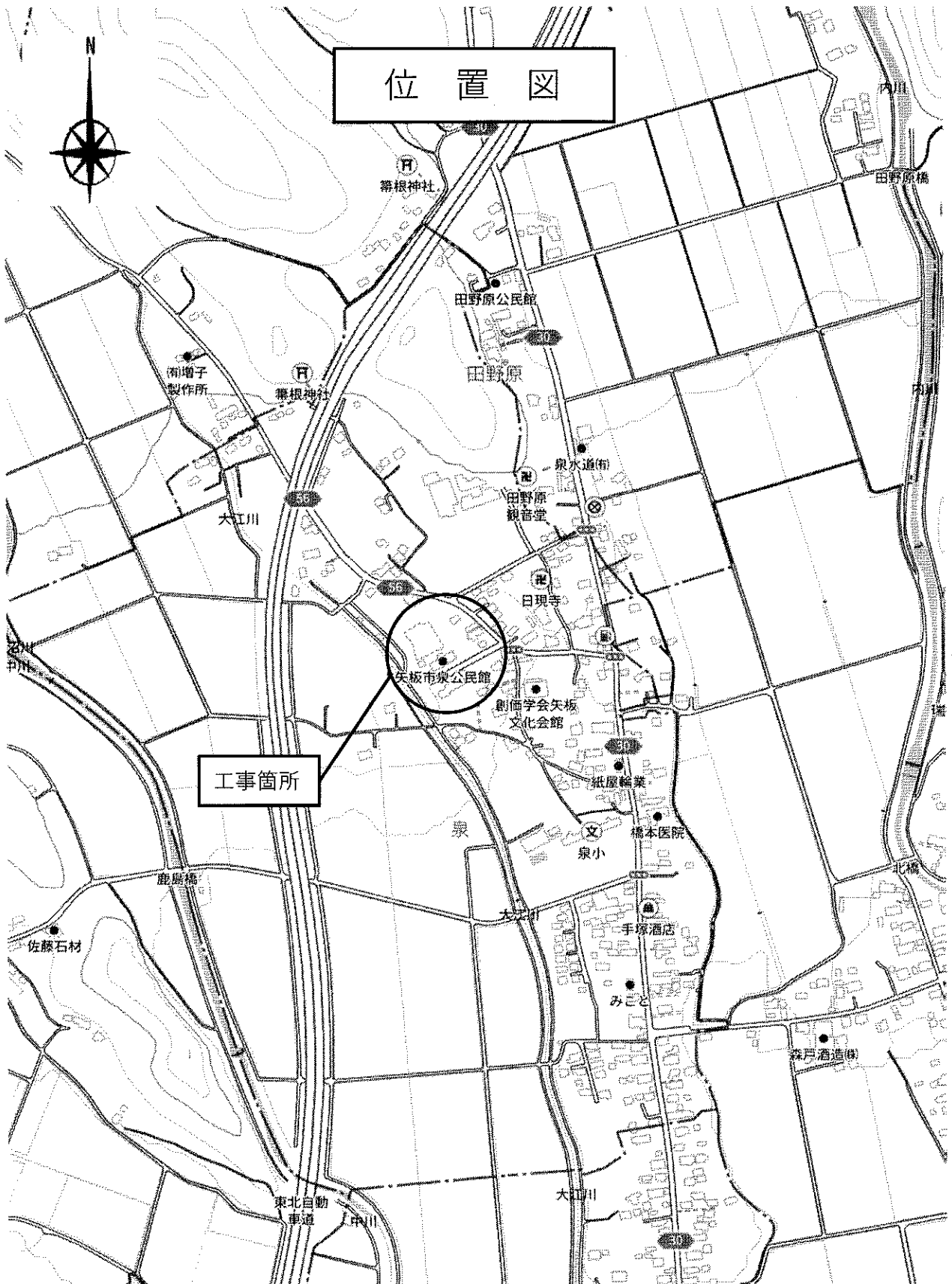
工 事 名	旧泉公民館舗装版撤去工事
施行箇所	矢板市泉地内
工 期	令和7年12月19日まで

入 札 日	令和7年9月29日	時間については、入札通知書により確認のこと
場 所	矢板市生涯学習館 2階 研修室 (1)	
閲覧期間	令和7年9月22日から令和7年9月26日まで	
担 当	泉公民館	

そ の 他	
-------	--

令和7年度	設計 の 理由	旧泉公民館の敷地返還に際し本工事を要す。	工期	R7.12.19 限り	施工 方法	条件付 き一般 競争入 札										
市単																
実 施 設 計 書 旧泉公民館舗装版撤去工事 矢板市泉地内 設計概要 <table><tr><td>舗装版破碎・積込処分(As t=5cm)</td><td>527㎡</td></tr><tr><td>側溝撤去処分</td><td>32㎡</td></tr><tr><td>掘削・残土処分</td><td>463㎡</td></tr><tr><td>路盤工(RC-40 t=30cm)</td><td>625㎡</td></tr><tr><td>整地(黒土 t=40cm)</td><td>331㎡</td></tr></table>							舗装版破碎・積込処分(As t=5cm)	527㎡	側溝撤去処分	32㎡	掘削・残土処分	463㎡	路盤工(RC-40 t=30cm)	625㎡	整地(黒土 t=40cm)	331㎡
舗装版破碎・積込処分(As t=5cm)	527㎡															
側溝撤去処分	32㎡															
掘削・残土処分	463㎡															
路盤工(RC-40 t=30cm)	625㎡															
整地(黒土 t=40cm)	331㎡															
設計書用紙（甲） 栃木県矢板市																
請負工事金額 金 円 内 訳 工事価格 金 円 消費税相当額 金 円																
予 算 額		増減額	予 算 額 に対する 査 定 額		理 由											
査 定 額			増 減 額													
実施 前回	設計額		前 設 計 額													
	請負額		請 負 額													
	請負率		に 対 す る													
今回 変更	設計額		増 減 額													
	請負額															

位置図



施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

項目	事	項
工程関係	○ 1 他の工事の開始又は完了により、施工時期、全体工期等に影響がある。 予定近接工事名： 上記工事の工期：～ ○ 2 関係機関等との協議の結果、次のとおり条件が付され、当該工事の工程に影響がある。又は、関係機関等との協議に未成立のものがある。 関係機関等： 影響範囲： 施工時期：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 施工時間： 施工方法： 協議成立見込： その他： ○ 3 本工事区間内には埋蔵文化財(または○○(県市)文化財)がある。そのため、工事着手前に○○(県市)○○課との立会による確認が必要である。 なお、工事中に遺構又は遺物等を発見した場合は、直ちに工事を中止し、速やかに監督職員に報告すること。 ○ 4 本工事の工期は出水期間(6月1日から10月31日)を含んでいる 出水期間中は河川区域における工事行ってはならないが、以下に示す工種等(以下に掲げる工種のうち●を記したもの)においてはこの限りではない。 なお、この場合において、別途特記仕様書に記載する「出水期間中の現場管理及び施工」に係る事項を遵守すること。 ○ 準備・後片付け(直接工事で計上するもの以外を対象とする。既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること) ○ 河道掘削・浚渫工(河道の状況や河川特性を十分に留意すること) ○ 天端舗装工(既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること) ○ 工事用道路工・管理用道路工(既設堤防の治水上の安全を下げないように留意すること) ○ 土砂運搬工(河道内の仮置土は出水時に流下阻害とならないこと) ○ 根固め(乱積み)工(河道内において製作している根固は出水時に流下阻害とならないこと(型枠等含む)) ○ その他監督職員が承諾した工種 ○ 6 出水期間中の工事の全部又は一部の施工の一時中止について 出水期間については、受発注者で協議の上、工事の全部又は一部の施工を一時中止する手続きを行うことが出来る。また、出水期間中に工事の全部又は一部の施工を一時中止した場合において、契約工期の終期日の変更は行わない。 但し受注者の責に帰すことが出来ない事由による工期の延長等についてはこの限りではない。 ○ 7 その他 内容 とちぎフットボールセンターと矢板市文化スポーツ複合施設の利用と要調整。	
用地関係	○ 1 工事用地等に未処理部分があるので、監督職員と協議の上、立ち入り等を行うこと。 場所、範囲： 処理見込み時期： ● 2 本工事において、受注者が施工上必要とする営繕用地(受注者の現場事務所、休憩所、資材置場、駐車場等)は、受注者自らが準備し、確保すること。 また、その用地選定にあたっては原則民有地を確保することとし、民有地の確保が困難で、やむを得ず官有地に設置等を計画する場合は、事前に監督職員と協議の上、占用申請等必要な手続きを行うこと。 ○ 3 仮設道路、仮設ヤード等の指定がある。 官地民地の別： 面積： 期間：令和 () 年 月 日 ～ 令和 () 年 月 日 役務費の有無： ● 4 測量杭、境界杭等は、工事車両、建設機械等で動かさぬよう確実に養生すること。 ○ 5 その他 内容	

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

項目	事	項																																						
公害・環境対策関係	○ 1 施工方法等において、公害防止の為の制限がある。 対象工種： 対象箇所： 制限内容： ○ 2 騒音・振動等の測定を指定する箇所がある。 対象工種： 対象箇所： 制限内容： ○ 3 地元対策上や法改正等により規制処置が必要となった場合は、監督職員に報告し協議する。 内 容： ○ 4 河川土工等で、河川を汚濁させる場合は事前に協議のうえ、その対策の措置を講ずること。 ○ 5 水替・流入防止施設が必要である。 対象工種： 対象箇所： 制限内容： ○ 6 濁水、湧水等の処理で特別な対策を必要とする。 対象工種： 対象箇所： 時 期： 処 理 施 設： 排 水 場 所： ● 7 当初計画と現場条件が異なった場合は、監督職員に報告し協議する。 ○ 8 本工事の着手前と完成後に、付近の家屋及び工作物等の外観調査を行い、工事による影響を把握すること。なお、調査方法、範囲等については、監督職員と協議すること。 ○ 9 その他 内容																																							
安全対策関係	○ 1 一般の車両・歩行者の通行の影響を受けるため、交通誘導警備員を配置する必要がある。 ○(1) 一般的な工事の場合 交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし配置場所は監督職員と協議するものとする。 ○(2) 栃木県公安委員会告示第54号で定める路線の場合 交通誘導警備員については、警備業法による警備員とし交通誘導警備業務(警備員等の検定等に関する規則第1条第4号に規定する交通誘導警備業務をいう)に従事する交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員を1名以上配置しなければならない。また、警備員の配置場所は監督職員と協議するものとする。 ○(3) 図面により配置を指定した場合 工事の施工にあたっては、別添図面のとおり交通誘導警備員を配置し、一般交通等に支障を及ぼさないように十分注意して施工するものとする。 ○(4) 交通誘導警備員の計上 交通誘導警備員は下表のとおり見込んでいるが、警察等の協議により変更が生じた場合等は別途協議する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">現場条件</th><th colspan="3">交通誘導警備員A</th><th colspan="3">交通誘導警備員B</th></tr> <tr> <th>日数</th><th>配置</th><th>人数</th><th>日数</th><th>配置</th><th>人数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td>昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>2</td><td>夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>3</td><td>24時間勤務 (うち交替要員○人)</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> 延べ _____人 [昼 _____人 夜 _____人]	区分	現場条件	交通誘導警備員A			交通誘導警備員B			日数	配置	人数	日数	配置	人数	1	昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人)							2	夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人)							3	24時間勤務 (うち交替要員○人)							
区分	現場条件			交通誘導警備員A			交通誘導警備員B																																	
		日数	配置	人数	日数	配置	人数																																	
1	昼間勤務 (8:00~17:00) (うち交替要員○人)																																							
2	夜間勤務 (20:00~5:00) (うち交替要員○人)																																							
3	24時間勤務 (うち交替要員○人)																																							

施工条件書 (●:適用する ○:適用しない)	
項 目	事 項
安全対策関係	☐ 2 鉄道、ガス、電気、水道等の施設と近接する工事であるため、施工方法等に制限がある 内 容 : ☐ 3 落石、雪崩、土砂崩落等に対する防護施設の計上がある。 内 容 : ☐ 4 発破作業等の制限、又は保安設備、保安要員の配置指定がある。 内 容 : ☐ 5 昼夜の通行車両、自転車歩行者、飛び石防止等の安全確保をすること 内 容 : ☐ 6 その他 :
工事用道路関係	☐ 1 一般道路を搬入路として使用するには次の制約がある。 (1) 工事用資機材等の搬入経路、使用期間、使用時間帯等に制限がある。 搬 入 経 路 : 使用期間、時間帯 : (2) 搬入路の使用後及び使用後の処置が必要である。 処 置 内 容 : (3) 本工事周辺道路の損傷を把握するため、着手前と完成後に現地調査を行うこと。 処 置 内 容 : ☐ 2 仮設道路を設置する。 (1) 仮設道路の安全施設が必要である。 内 容 : (2) 仮設道路の維持補修が必要である。 内 容 : (3) 工事終了後の処理 : ☐ 在置 ☐ 撤去 ☐ 3 その他 内容
仮設備関係	☐ 1 仮土留、仮橋、足場等の仮設物を、次年度にわたり使用又は他の工事に転用もしくは兼用する。 内 容 : ☐ 2 仮設備の構造及びその施工方法を次のとおり指定する。 内 容 : ☐ 3 その他 内容

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

項目	事	項												
建設副産物関係	○ 1 建設発生土処理場所 ○ 指定処理(A) 残土の処理場所: 運搬距離 _____ km ● 指定処理(B) 設計上、残土の処理場所は、<u>8</u> kmの範囲内に処理すると見込んでいるが、発注後、監督職員と協議する。 ○ その他 建設発生土の処理について、捨土処理報告書(別添様式参照)を作成し、監督員に提出する。また、原則日曜、祭日、夜間の捨土は不可とする。 ○ 2 「建設工事に係る資材の再資源化に関する法律(平成12年法律第104号)」に基づき、分別解体及び再資源化の実施について適正な措置を講ずること。 ● (1) 本工事で発生する建設廃棄物は、設計上、次の施設に持ち込むことを見込んでいる。 再生資源化施設(Co塊、As塊) <table border="1"> <tr> <td>処理品目: ● Co塊 ● As塊 (株)浜屋組</td><td></td></tr> <tr> <td>所在地: 矢板市針生字境峰363-1</td><td>運搬距離: <u>7.1</u> km</td></tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>処理品目: ○ Co塊 ○ As塊 施設名</td><td></td></tr> <tr> <td>所在地: 処理施設所在地</td><td>運搬距離: _____ km</td></tr> </table> 再生資源化施設(建設発生木材) <table border="1"> <tr> <td>処理品目: ● 建設発生木材</td><td></td></tr> <tr> <td>所在地: _____</td><td>運搬距離: _____ km</td></tr> </table> ただし、上記は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。 ○ (2) 特定建設資材を、材料として使用する工事である。 ※特定建設資材:コンクリート、コンクリートと鉄筋を含む建設資材、木材、アスファルト ● その他 建設廃棄物処理委託契約を処理業者と締結し、契約書の写しを建設副産物処理承認申請書に添付すること。また、マニフェストE票の写し及び廃材処理報告書(別添様式)を竣工図書に添付すること。 ● 3 舗装版の切断時に発生する濁水の適正な処理 本工事におけるカッター切断作業により発生する濁水については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)」に基づき適正に処理しなければならない。 また、下記の処理施設は積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。なお、舗装版切断時に発生する濁水の処理量は、設計変更の対象とする。 積算上の処理施設: 東武商事会社(那須塩原市北赤田1575) 運搬距離 <u>13.0</u> km ○ 4 建設汚泥の処理(舗装版切断時に発生する濁水を除く。) 下記の処理施設は、積算上の条件を明示するものであり、処理施設を指定するものではない。 ただし、建設汚泥については「栃木県建設汚泥処理施設名簿」より適切な施設を選定すること。 積算上の処理施設: ○○○会社(○○○市○○) ※「栃木県建設汚泥処理施設名簿」は、栃木県ホームページに掲載されている。 ホーム>県政情報>庁舎・組織の案内>県土整備部 >技術管理課>4. その他情報>栃木県建設汚泥処理施設名簿について http://www.pref.tochigi.lg.jp/h02/kensetsuodei.html ● 5 再生資源利用[促進]計画書の提出 工事を実施するにあたり、再生資源利用[促進]計画書を施工計画書に添付するものとし、計画書の実施状況については、再生資源利用[促進]実施書を作成して、工事完了後速やかに実施書を発注者に提出すること。また、再生資源利用[促進]計画書(実施書)の作成にあたり、再生資源利用[促進]計画書(実施書)入力システムを利用するものとする。	処理品目: ● Co塊 ● As塊 (株)浜屋組		所在地: 矢板市針生字境峰363-1	運搬距離: <u>7.1</u> km	処理品目: ○ Co塊 ○ As塊 施設名		所在地: 処理施設所在地	運搬距離: _____ km	処理品目: ● 建設発生木材		所在地: _____	運搬距離: _____ km	
処理品目: ● Co塊 ● As塊 (株)浜屋組														
所在地: 矢板市針生字境峰363-1	運搬距離: <u>7.1</u> km													
処理品目: ○ Co塊 ○ As塊 施設名														
所在地: 処理施設所在地	運搬距離: _____ km													
処理品目: ● 建設発生木材														
所在地: _____	運搬距離: _____ km													

施工条件書

(●:適用する ○:適用しない)

項目	事 項
工事支障物件	● 受注者は、工事施工箇所に地下埋設物件等が予想される場合には、当該物件の位置、深さ等を調査し監督職員に報告しなければならない。また、施工の障害となる占用物件がある場合は、占有者とその処置について打ち合わせを行い、監督職員に報告しなければならない。 受注者は施工中、管理者不明の地下埋設物等を発見した場合は、監督職員に連絡し、その処置については占有者全体の現地確認を求め、管理者を明確にしなければならない。 ○ 1 地上、地下等への占用物件等で次のとおり工事支障物件が存在する。 ① 支障物件 : 移設時期 : 管理者名 : ② 支障物件 : 移設時期 : 管理者名 : ○ 2 工事区間には次の占用物件が存在するので、占用物件管理者に立会を求め、占用物件に影響を与えないよう施工すること。 ○ 電話 ○ 電気 ○ 上水道 ○ 下水道 ○ ガス ○ 鉄道 ○ 警察 ○ その他 : ○ 3 工事区間では次の占用物件が施工中であるので、占用物件管理者との工程調整を密に行い、工事に支障のないよう調整すること。 ○ 電話 ○ 電気 ○ 上水道 ○ 下水道 ○ ガス ○ 鉄道 ○ 警察 ○ その他 : ○ 4 その他 内容 その他 内容:
その他	○ 1 工事用資機材の保管及び仮置きは、次のとおりとする。 保 管 場 所 : 保 管 期 間 : 保 管 方 法 : ● 2 工事現場発生品があるので、次のとおり取り扱うこと。 発 生 品 名 : 蓋板(鉄蓋) 発 生 数 量 : 2枚 再 利 用 の 有 無 : 有 引 渡 し 場 所 : 矢板市運動公園 ○ 3 支給材料及び貸与品があるので、次のとおり取り扱うこと。 支 給 品 名 : 品質、規格又は性能: 支 給 数 量 : 引 渡 し 場 所 : 引 渡 し 期 間 : ○ 4 関係機関・自治体等との近接協議に係る条件等がある。 内 容 : ○ 5 架設工法を指定する。 内 容 : ○ 6 工事用電力等を指定する 内 容 : ○ 7 新技術・新工法・特許工法を指定する。 内 容 : ○ 8 部分使用を行う必要がある。 内 容 : ○ 9 その他 内容:

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。

(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項
現場代理人の常駐義務の緩和及び専任の主任技術者の兼任等	○ 1 本工事は、現場代理人及び主任技術者の他工事との兼任は認めない。 ○ 交通量が多い現道上の工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。 ○ 急傾斜地での工事であり、現場の安全管理に特に万全を期す必要がある。 ○ 当該工事は_____であり、現場代理人が他の工事と兼任した場合、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障があるため、兼任は認めない。 ○ 理由: ○ 2 本工事における現場代理人について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。ただし、作業工程上、受注者が安全管理や現場の運営・取締りなどの面で、現場代理人の常駐が必要と判断した間は、この限りではない。 (要件) (1) 矢板市発注の工事で、入札公告等に兼任可能である旨明記されているもの。 (2) 兼任できる工事は、同一現場代理人は2件までとする。 (3) いずれの兼任工事も請負代金が3,500万円未満とする。 (4) 工事を兼任する現場代理人は、工事現場の安全管理を徹底し、常に市(監督員)と連絡が取れる体制を確保すること。 (5) 現場代理人は、駐在する現場に偏りがないように配慮しつつ、兼任する現場いずれかに必ず駐在し、兼任する現場の管理運営に努めるものとする。 (6) 過去5年間に、現場代理人若しくは主任(監理)技術者として配置した矢板市発注工事において、工事成績評価が「D」以下でない者。 ※ 個々の工事の施工難易度や工事現場の条件等により兼任が不可能と判断した場合は、兼任を認めず、また兼任を取消すことがある。 ○ 3 本工事における主任技術者(監理技術者は除く。)について、以下のすべての要件を満たし、かつ、発注者の承諾を受ければ、他工事との兼任が可能である。 (要件) (1) 矢板市発注の工事で、入札公告等に兼任可能である旨明記されているもの。 (2) 工事対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められ工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事場所が近接しているもの。 (3) 主任技術者が管理することができる工事の数は、専任が必要な工事含む場合は、原則2件とする。 (4) 過去5年間に、現場代理人若しくは主任(監理)技術者として配置した矢板市発注工事において、工事成績評価が「D」以下でない者。 ※ ただし、以下の工事は兼任を認めない。 1. 監理技術者の配置を要すると見込まれる工事。 2. 低入札価格調査を経て契約締結した又は締結しようとする工事。 ※ なお、主任技術者を現場ごとに専任で置く必要がある工事は、「公共性のある工作物に関する重要な工事」で、「請負金額が3,500万円以上」の工事をいう。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条) また、発注者から直接請け負った工事のうち4,500万円(※土木工事の場合)以上を下請負契約して工事を施工するときは、主任技術者に代えて「監理技術者」を専任で置かなければならない。(建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第2条) ● 4 現場代理人と主任技術者等の兼務は可能である。 ● 5 現場代理人又は主任技術者を兼任させようとする場合は、双方の監督員と工事打合せ簿により協議のうえ、承認を受けなければならない。承認を得たのち、管財担当へ現場代理人(主任技術者)の兼任届出書(様式第1号)を協議書の写しとともに提出すること。

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項																
主任技術者について	○ 1 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を一級の建設機械施工管理または一級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに建設大臣か前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。 ● 2 建設業法(昭和24年法律第100号)による技術検定(以下「技術検定」という。)のうち検定種目を二級の建設機械施工管理または二級の土木施工管理とするものに合格した者、並びに建設大臣か前述の者と同等以上の能力を有するものと認定した者。 ● 3 技術法(昭和32年法律第124号)による本試験のうち技術部門を建設部門、農業部門(選択科目「農業土木」とするものに限る。)とするものに合格した者。 ※ なお、主任技術者等の通知書に合格証明書等有資格技術者であることを証するもの(写しでも可)を添付すること。																
法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出	● 法定福利費を明示した請負代金内訳書の提出について 本工事において、受注者は、当初契約後、14日以内に請負代金内訳書(以下「内訳書」という。)を作成して、発注者に提出するものとする。 なお、変更契約時については、発注者から内訳書の提出を請求された場合、受注者は、内訳書を提出しなければならない。																
週休2日制工事	○ 1 本工事は「矢板市週休2日制工事試行要領」に基づく工事である。(発注者指定型) ● 2 本工事は「矢板市週休2日制工事試行要領」に定める受注者の希望により週休2日制工事が実施できる工事である。(受注者希望型)																
再生材関係	● 1 受注者は、再生クラッシャーランの使用にあたっては、「再生材の利用基準」(県土整備部制定)を準拠することとし、現場搬入開始時には目視による品質確認状況を写真に記録するとともに、「再生クラッシャーラン(RC材)品質確認状況報告書」を作成のうえ、速やかに監督職員に提出するものとする。 なお、報告書は、本工事におけるRC材の搬入開始時に1枚作成し、その他供給元が変更するごとに最初の搬入時に1枚作成する。 ● 2 本工事は、エコスラグ入り再生加熱アスファルト混合物を使用すること。なお、供給不能な場合などやむを得ない事情により使用できない場合は、監督職員と協議の上、再生加熱アスファルト混合物に変更できるものとする。なお、この場合においても原則として設計変更の対象としない。																
県土整備部リサイクル製品利用指針関係	● 1 受注者は、「県土整備部リサイクル製品利用指針」に基づき、「とちの環エコ製品」の使用に努めるものとする。 ○ 2 本工事では、上記に加え、以下に指定する「とちの環エコ製品」を使用するものとする。なお、指定製品の調達が困難な場合は、監督職員と協議し、使用目的に応じて、他の「とちの環エコ製品」又は、新材料等に変更することができる。 この工事で使用を指定する「とちの環エコ製品」 <table><tr><th></th><th>使用工種</th><th>とちの環エコ製品 品目名・ブランド名</th><th>規格・寸法</th></tr><tr><td>1</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>2</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>3</td><td></td><td></td><td></td></tr></table> ● 3 受注者は、「とちの環エコ製品」を利用した場合は、別紙の「リサイクル製品利用実績書」を工事完成時に再生資源利用実施書に添付して提出するものとする。		使用工種	とちの環エコ製品 品目名・ブランド名	規格・寸法	1				2				3			
	使用工種	とちの環エコ製品 品目名・ブランド名	規格・寸法														
1																	
2																	
3																	

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項									
不正軽油防止対策	● 工事現場における不正軽油の使用防止に関し、次の事項を遵守すること。 1 本工事は、地方税法(昭和25年法律第226号)及び特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律(平成17年5月25日法律第51号)を遵守すること。 2 本工事で使用し又は使用させる軽油使用の車両(資機材等の搬出入車両を含む)並びに建設機械等の燃料には規格(JIS)に合った軽油を使用すること。 また、使用燃料の抜き取り調査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなど協力を行うこと。 3 以上のことについて、下請業者及び資材運搬業者等にも十分に指導すること。									
その他	○ 1 本工事は _____ 調査の対象工事となっているので、調査票を提出すること。 ● 2 本工事は、工事の最終成果を電子データで納品する電子納品対象工事である。 (1) ここでいう電子データとは、「電子納品運用に関するガイドライン(案)」(以下「電子納品ガイドライン」という)に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。 なお、書面における署名または押印の取扱いについては、別途監督員と協議するものとする。 (2) 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステムを利用し、エラーがないことを確認した後、ウィルスチェックを実施したうえで電子媒体(CD-R等)に格納して正副各1部、計2部提出する。 なお、電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。 「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化を決定する。また、紙による書類の提出は必要最小限とする。 (3) 請負者は、発注者に提出する電子媒体に格納したデータを、バックアップとして請負者のハードディスク等に保管し、その保管年数は10年間を原則とする。 (4) 受注者は、電子媒体(CD-R又はDVD-R)において、提出した電子データが「電子納品ガイドライン」に基づき作成されていることを監督職員の立会いのもと確認する。 なお、電子データの検査方法については、別途協議のうえ決定する。 (5) 受注者は、本工事の実施にあたり内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。 ● 3 瀝青材料の散布量については次のとおりとする。 瀝青材料の散布量(100m2当り) <table><tr><td>種 別</td><td>単 位</td><td>数 量</td></tr><tr><td>タックコート</td><td>ℓ</td><td>43</td></tr><tr><td>プライムコート</td><td>ℓ</td><td>126</td></tr></table> (注) 1. 基層にグースアスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート(ゴム入り)を使用する。 2. 排水性アスファルト混合物を使用する場合の瀝青材料は、タックコート(ゴム入り)を使用する。 3. 上記の散布量には、材料ロス分を含む。 ● 4 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。 受注者は保険契約の締結後速やかに、その証券又はこれに代わるものを発注者に提示し確認を受けること。 ● 5 CORINSへの登録(栃木県土木工事共通仕様書 1-1-5CORINSへの登録) CORINSへの登録は、契約後10日以内(土日祝日を除く。)に行うこと。 また、技術者の従事期間は、実工期の期間(契約書に記載されている工期)をもって登録すること。 ○ 6 その他 内容 :	種 別	単 位	数 量	タックコート	ℓ	43	プライムコート	ℓ	126
種 別	単 位	数 量								
タックコート	ℓ	43								
プライムコート	ℓ	126								

特記仕様書

この特記仕様書は、栃木県土木工事共通仕様書でいう特記仕様書である。
(●:適用する ○:適用しない)

項 目	事 項																											
技術試験費等	○ 本工事は、<u> </u>【選択してください】<u> </u>の対象工事であり、下記に示す工種について【選択してください】<u> </u>を実施し、試験結果を提出するものとする。 なお、試験方法は、セメント及びセメント計固化材を使用した改良土等の六価クロム溶出試験要領によるものとする。 また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。 六価クロム溶出試験対象工種名及び検体数： <table><tr><td><u> </u>工 <u> </u>工法</td><td>：</td><td>配合設計段階</td><td><u> ○○ </u></td><td>検体</td></tr><tr><td></td><td></td><td>施工後段階</td><td><u> ×× </u></td><td>検体</td></tr><tr><td></td><td></td><td>合計</td><td><u> △△ </u></td><td>検体</td></tr></table> タンクリーチング試験対象工種名及び検体数： <table><tr><td><u> </u>工 <u> </u>工法</td><td>：</td><td><u> ○○ </u></td><td>検体</td></tr><tr><td></td><td></td><td><u> ×× </u></td><td>検体</td></tr><tr><td></td><td>合計</td><td><u> △△ </u></td><td>検体</td></tr></table> 分析の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合は、速やかに監督職員と協議すること。 ○ 本工事では、透水性を有し、浸透した水が土壤又は公共用水域へ拡散するおそれがある箇所に、埋め戻し材料として再生コンクリート砂を使用することから、以下のとおり測定を実施し、土壤環境基準に適合することを確認すること。 対象材料：再生コンクリート砂 試験方法：平成3年8月23日付け環境庁告示第46号に規定される測定方法による 試料には再生コンクリート砂製品を直接使用し、1購入先当たり1検体の試験を行うこと。 分析の結果、六価クロムの溶出量が土壤環境基準を超えた場合は、速やかに監督職員と協議すること。 ○ 本工事は、<u> </u>試験の対象工事である。 対象工種：<u> </u> 試験の実施方法及び試験時期について、施工計画書に明示し、事前に監督職員と協議すること。	<u> </u> 工 <u> </u> 工法	：	配合設計段階	<u> ○○ </u>	検体			施工後段階	<u> ×× </u>	検体			合計	<u> △△ </u>	検体	<u> </u> 工 <u> </u> 工法	：	<u> ○○ </u>	検体			<u> ×× </u>	検体		合計	<u> △△ </u>	検体
<u> </u> 工 <u> </u> 工法	：	配合設計段階	<u> ○○ </u>	検体																								
		施工後段階	<u> ×× </u>	検体																								
		合計	<u> △△ </u>	検体																								
<u> </u> 工 <u> </u> 工法	：	<u> ○○ </u>	検体																									
		<u> ×× </u>	検体																									
	合計	<u> △△ </u>	検体																									
植栽関係	○ 1 植栽樹木等が工事完了引き渡し後1年以内に植栽した時の状態で枯死又は形姿不良（枯枝が樹冠部のおおむね3分の2以上となった場合又は通直な主幹をもつ樹木については、樹高のおおむね3分の1以上の主幹が枯れた場合をいい、確実に同様の状態になると想定されたものを含む。）となった場合には、受注者は、当初植栽した樹木等と同等又はそれ以上の規格のものに植替えるものとし、樹木等の枯死又は形姿不良の判定は、発注者と受注者が立会のうえ行うものとする。 ただし、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、騒乱、暴動等の天災などにより流失、折損倒木した場合はこの限りでない。 植替えの時期については、発注者と協議するものとする。 2 この契約でいう樹木等とは次のとおりとする。 樹木・地被類																											

特 記 仕 様 書

1 共通事項

- (1) 建設副産物実態調査要領に基づき、本工事に係る再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて各 1 部提出すること。また、工事完成後速やかに上記計画書の実施状況について、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、各 2 部提出するとともに、これらの記録を工事完成後 1 年間保存しておくこと。
- (2) 建設副産物の処分に先立ち、別紙「建設副産物処理承認申請書」により監督職員の確認を受け、同申請書を 2 部提出すること。
- (3) 建設廃棄物の処分にあって、排出事業者（元請業者）は処理業者と建設廃棄物処理委託契約書を締結し、建設副産物処理委託契約書（厚生省作成または建設八団体廃棄物対策連絡会作成様式）を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを提出すること。なお、収拾運搬業務を収拾運搬業者に委託する場合は、別に、収拾運搬業者と建設廃棄物処理委託契約を締結すること。
- (4) 建設副産物処理完了後速やかに別紙「建設副産物処理調書」を作成し、監督職員に 2 部提出するとともに、実際に要した処理等を証明する資料（受入れ伝票、写真、位置図、経路等）を提示し確認を受けること。また、竣工図書に添付すること。
- (5) 建設廃棄物については、産業廃棄物処理における「産業廃棄物管理票（マニフェスト）」の A 票、B 票、D 票を監督職員に提示し、確認を受けるとともにその写しを竣工図書に添付すること。

2 建設発生土

(1) 指定（A）の場合

本工事により発生する建設発生土のうち、下記に示す建設発生土については、工事間流用を図るものとし、下記指定地に搬出すること。

ア 搬出先（相手先工事名、場所等）	工事	地先
イ 土質及び処分量	第	m ³
ウ 搬出時期	年 月～ 年 月	

(2) 指定（B）の場合

建設発生土（ 463 m³）は準指定処理とし、請負者裁量で処理地を確保するものとし、実情に応じて運搬距離を変更するものとする。

※掘削土を土質により流用する可能性があるため、監督員と協議し建設発生土量・運搬距離を変更するものとする。

(3) 自由処理の場合

建設発生土（ m³）は自由処分とし、請負者裁量で処理地を確保するものとするが運搬距離の変更はしない。

(4) 建設発生土を処理する場合には、処理先の見やすい場所に必ず標識を掲げること。

3 建設廃棄物

本工事により発生する

ア、 アスコン塊 （ 26 m³）は、矢板市針生地内
運搬距離 7.1km の施設に運搬し、処理するものとする。

イ、 コンクリート塊 （ 4 m³）は、矢板市針生地内
運搬距離 7.1km の施設に運搬し、処理するものとする。

ウ、 建設発生木材 （ m³）は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

エ、 鉄くず （ t）は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

オ、 建設汚泥 （ m³）は、 地内、
運搬距離 km の施設に運搬し、処理するものとする。

(別紙 5)

捨 土 処 理 報 告 書

令和 年 月 日

矢板市長 様

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

捨土処理について、次のように処理を行いましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 工 事 名
2. 工 事 場 所
3. 処 分 場 所
4. 処分地所有者名
又は処理施設社名
5. 処 理 量
6. 付 属 書 類

写真（処理前・処理後）、位置図

(別紙 6)

廃材処理報告書

令和 年 月 日

矢板市長 様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

廃材処理について、次のように処理を行いましたので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 工 事 名

2. 工 事 場 所

3. 処 分 場 所

4. 処分地所有者名
又は処理施設社名

5. 処 理 量

6. 付 属 書 類

写真（中間処理施設看板、廃材幅管理）、位置図
中間処理施設入荷証明

電子納品に関する特記仕様書（例）

（建設工事）

（適用範囲）

第1条 本特記仕様書は、当該工事（以下「本工事」という。）の最終成果品を電子納品の対象とし、そのために必要な事項について定めるものである。

（電子納品）

第2条 電子納品とは、本工事の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、「電子納品運用ガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取扱いについては、別途監督職員と協議するものとする。

（成果品の提出）

第3条 成果品の提出の際には、国土交通省チェックシステム及びウイルス対策ソフトを利用してチェックを行い、エラーが無いことを確認した後、電子媒体に格納することとする。提出物は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）正副各1部、計2部とする。

なお、電子納品の対象外とした書類は、従来通り紙で納品する。

「ガイドライン」で特に記載のない項目については、原則として成果を電子化して提出する義務はないが、監督職員と協議の上、電子化を決定する。

また、紙による書類の提出は必要最小限とする。

（成果品の保管）

第4条 請負者は、発注者に提出する電子媒体に格納したデータを、バックアップとして請負者のハードディスク等に保管し、その保管年数は10年間を原則とする。

（成果品の確認）

第5条 請負者は、電子媒体（CD-R又はDVD-R）提出時において、電子データが「ガイドライン」に基づき作成されていることを、監督職員の立会いのもと確認する。

なお、電子データの検査方法については、別途協議のうえ決定する。

（その他）

第6条 請負者は、本工事の実施にあたり内容に疑義が生じた場合には、速やかに監督職員と協議し、その指示を受けなければならない。

事前協議チェックシート

(建設工事)

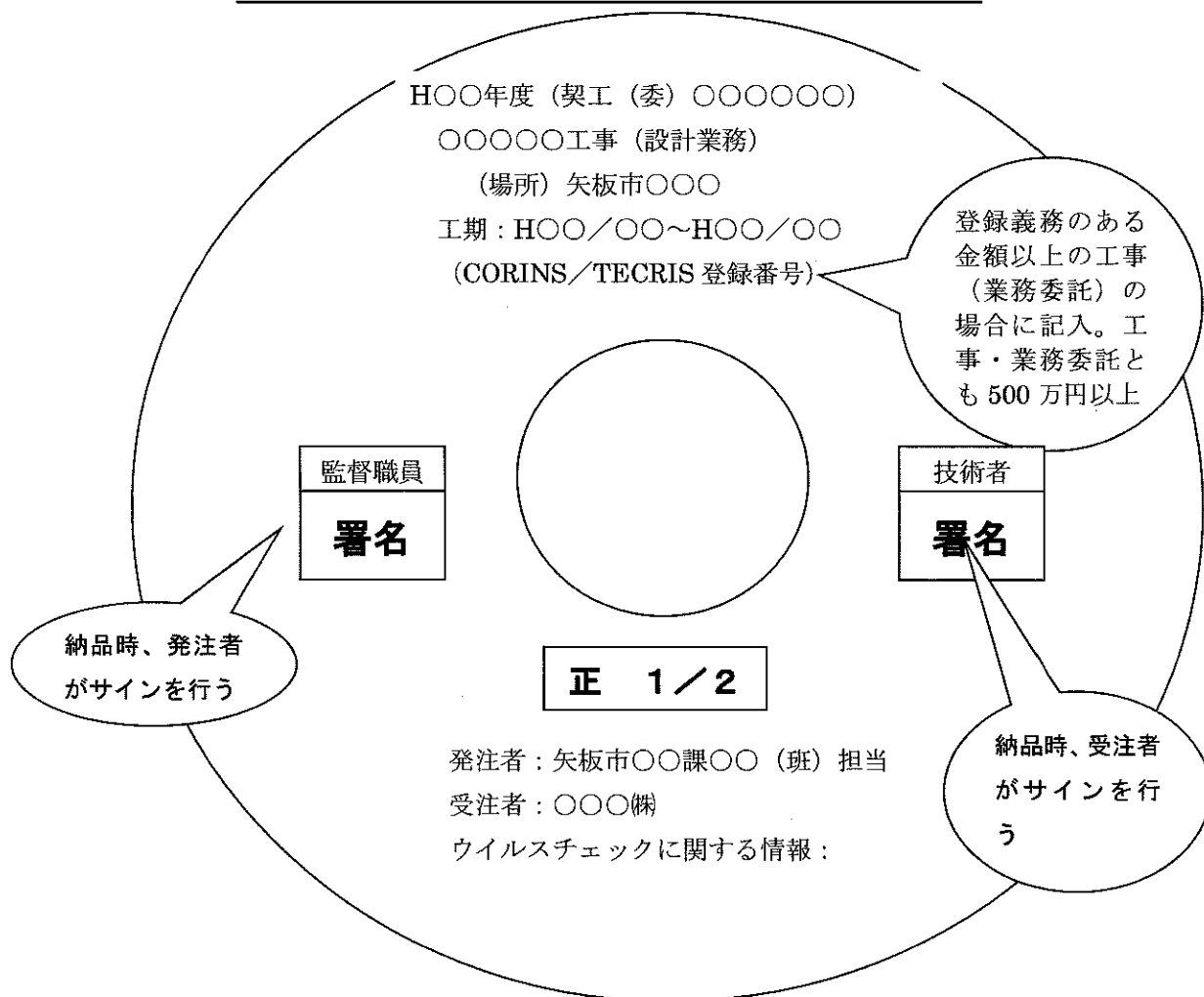
(様式1)

実施年月日	令和 年 月 日				
担当者	発注者	氏名		所属	課
		電話		メール	
	請負者	氏名		所属	
		電話		メール	
工事概要	契約番号				
	工事名				
	工事場所	矢板市 地内			
	工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日			
対象書類	書類等	フォルダ	オリジナルファイル ソフト及びバージョン	スタイルシート の有無	備考
	☒ 工事管理情報				XML 形式
	☐ 発注図	DRAWINGS			SFC 形式
	☐ 完成(竣工)図	DRAWINGF			SFC 形式
	☒ 工事写真帳	PHOTO			JPEG 形式
デジタルカメラ	画素数	万画素 (100~200万画素)			
データ 管理者	請負者	氏名		所属	
		電話		メール	
バックアップ	方法	☐ パソコンとCD-R ☐ パソコンとMO ☐ パソコンとDVD-R ☐ パソコンと外付けハードディスク ☐ その他			
	頻度	☐ 毎日 ☐ 2日に1回 ☐ 1週間に1回 ☐ その他 ()			
ウイルス対策	ソフト名	(1週間に1回は定義データ更新状況を確認)			
その他	検査時の対応等				
※ 本チェックシートを双方で管理すること。また、施工計画書に添付すること。					

CD-R (DVD-R) のラベル及び工事（業務委託）管理情報の工事（業務委託）番号について

矢板市工事契約管理システムの工事（委託）番号を使用するので、監督員と協議すること。

CD - R (DVD-R) の作成について（例）



CD-R (DVD-R) のラベルは、CD-R (DVD-R) 表面へのプリンタ直接印字により作成する。

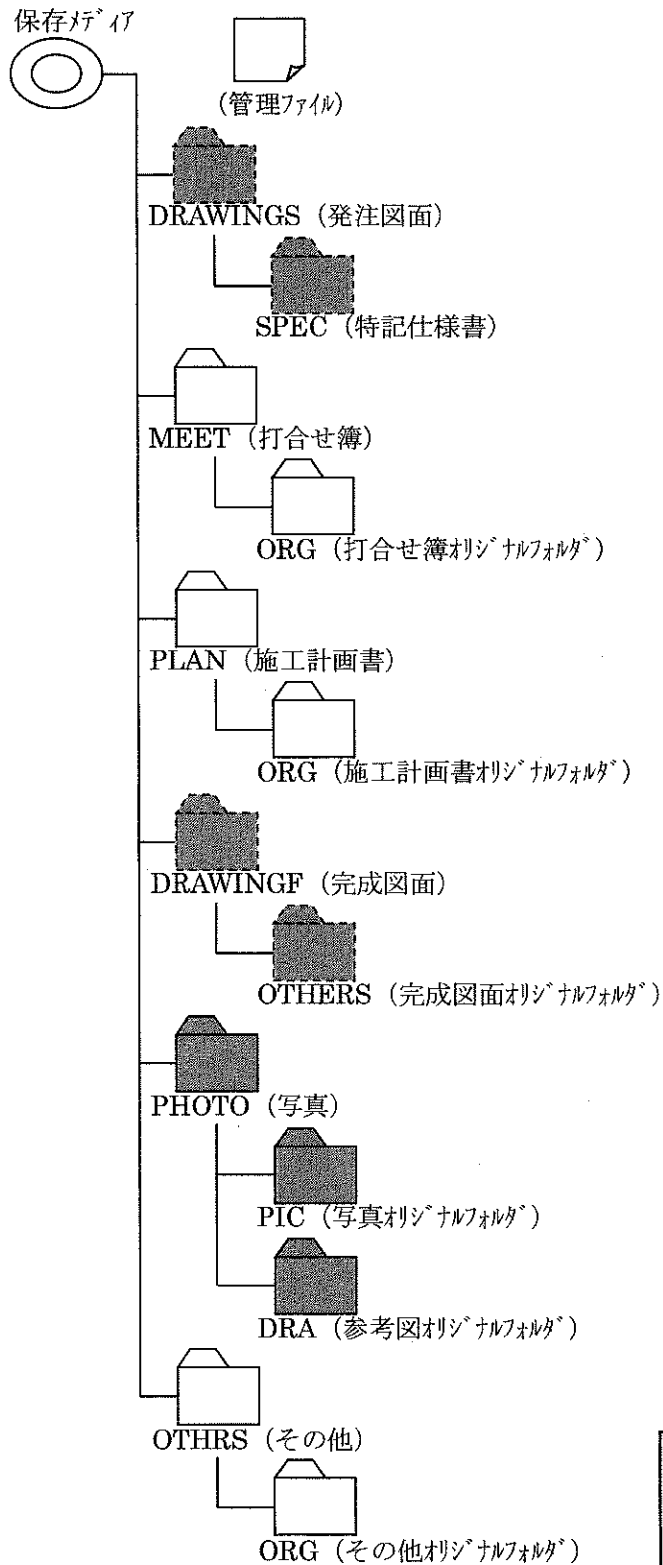
又は、油性マジック等の傷を付ける恐れのないもので書き込みをするものとする。（ボールペン・鉛筆等の硬質な筆記用具は使用不可）

プラスチックケースのラベル表示例

令和〇〇年度 〇〇〇〇〇〇工事（業務委託） 令和〇〇年〇月 契約番号 〇〇〇〇〇〇

フォルダ構成 (工事)

それぞれ、 の所がファイルを保存する場所です。



※発注図が電子化されている場合には、 にもデータを保存します。

様式 2

電子媒体納品書

矢板市長

様

請負者 (受注者)

住所

氏 名

(担当者)

511

下記のとおり電子媒体を納品いたします。

記

工 事 名 (業務委託名)				契約番号		
工事場所 (委託場所)	矢板市 地内			TECRIS・CORINS 登録番号		
電子媒体の種類	規 格	単 位	数 量	作成年月日	備考	
		枚		令和 年 月 日		
【適用】						

【発注者側記載事項】

受領者及び保管場所

担当課	課 班・担当	職氏名	印
保管場所			

参 考 資 料

(総括情報表)

事務所 設計書名 変更回数 適用単価区分 適用単価地区 適用単価世代 諸経費体系 ファイル名	11 矢板市 実施設計書 0 1 実施単価 61 矢板土木事務所管内 0-070710(0) 1 一般公共 旧泉公民館舗装撤去工事.ES5	当初 07-000000000000-40	前 世 代	
			当 世 代	
前払率 工種 現場環境改善費 市街地補正区分 交通規制区分 ゼロ債務工事に係る補正 週休二日補正区分 契約保証方法 ICT間接費率補正の有無 消費税等の率	40 13 道路維持工事 00 計上しない 12 市街地以外 03 一般交通影響なし 01 補正なし 07 完全 01 金銭的保証 01 補正なし 06 10%適用			
この「参考資料」は、入札参加者の適正かつ迅速な見積りに資するための資料であり、契約書 第一条にいう設計図書ではない。				

数量総括表 (設計書)

頁0-0001

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘要
*** 工事 ***					
道路維持					Y0SZZ
舗装工		1 式			Y0R39
舗装打換え工		1 式			Y0R39201
舗装版破砕		1 式			Y0R39201486
舗装版破砕	アスファルト舗装版 騒音振動対策不要	1 式			SZD311
舗装版破砕	A=1, B=1, C=1, D=1, F=1, G=1, H=1	m 2		527	Y0R39201A0K
搬運搬		1 式			SZA961
搬運搬	舗装版破砕 7.5km以下	m 3		26	Y0R39201A0L
処分分	A=3, B=2, C=1, E=1, F=1, G=7.5	1 式			S0020
処分費	A=3	m 3		26	Y0R392015HZ
路盤工	全仕上り厚300mm 2層施工	1 式			SZD005
路盤工	A=300, B=2, D=4, E=1, F=1	m 2		625	

07-00000000000-40

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規格	単位	数量(前回)	数量(今回)	摘要
構造物撤去工					YOR60
作業土工		1式			YOR60200
床掘り(掘削)		1式			YOR60200B08
掘削	土砂 オーブソカット	1式			SZA101
掘削	A=1, B=1, C=2, D=1, E=3, I=1	m 3		132	SZA101
掘削	土砂 オーブソカット	m 3		331	YOR60200A01
土砂等運搬		1式			SZA105
土砂等運搬	標準 土砂(岩塊・玉石混り土含む)	m 3		463	SZA133
残土等処分		m 3		463	YOR60200A03
整地		1式			G0100
整地	黒土	m 3		331	YOR60201
構造物取壊し工		1式			YOR6020143Y
コンクリート構造物取壊し		1式			

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘要
コンクリート柱撤去 (再使用しない)	1.2m以下				S3560
A=3, B=5 構造物とりこわし工	鉄筋構造物 機械施工 低騒音・低振動対策 不要	本		1	S4638
A=2, B=1, C=1, D=1, E=1 構造物とりこわし工	無筋構造物 機械施工 低騒音・低振動対策 不要	m 3		32	S4638
A=1, B=1, C=1, D=1, E=1 排水構造物撤去工		m 3		1	YOR60203
蓋版撤去		1式			YOR60203506
蓋版撤去 (再利用目的)	40kgを超え170kg/枚以下	1式			S4622
A=2, C=2, D=1, E=1, F=1 排水管撤去		枚		2	YOR602035NV
排水管栓止め	DIPφ75	1式			F0200
運搬処理工		式		1	YOR60214
殻運搬		1式			YOR60214A0K
殻運搬	コンクリート(鉄筋)構造物とりこわし 8.0km以下	1式			SZA961
A=2, B=1, C=1, E=1, F=1, G=7.5 殻運搬	コンクリート(無筋)構造物とりこわし 8.0km以下	m 3		32	SZA961
A=1, B=1, C=1, E=1, F=1, G=7.5 07-00000000000-40		m 3		1	

数量総括表 (設計書)

頁0-0004

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘要
取処分					YOR60214A0L
処分費	コンクリート (鉄筋)	1 式			S0020
A=1		m 3		32	
処分費	コンクリート (無筋)	m 3		1	S0020
A=2					
現場発生品運搬		1 式			YOR602145CZ
現場発生品及び支給品運搬	DID区間なし	t		0.1	SZA082
A=1, B=L, C=8, D=1					

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘 要
直接工事費					
共通仮設費 (率分)		1 式			
共通仮設費計積上(現場, 一般管理費対象外)		1 式			
残土処理にともなう土壌試験	試料採取作業	1 式			T9300
残土処理にともなう土壌試験	試験費 (報告書作成を含む)	箇所		5	T9302
共通仮設費計		式		1	
純工事費		1 式			
現場管理費		1 式			
工事原価		1 式			
一般管理費等		1 式			
契約保証費		1 式			
一般管理費等計		1 式			

数量総括表 (設計書)

工事区分(項目)・工種・種別・細別	規格	単位	数量 (前回)	数量 (今回)	摘要
工事価格					
工事価格		1式			
消費税・地方消費税額		1式			
請負工事費		1式			

公 表 單 價 一 覽 表

工事名：旧泉公民館舗装版撤去工事

[illegible]

(備考)

- 1 本表に記載されている単価は、見積り及び特別調査により決定したものである。
2 適用区分に○印があるものは、下記の価格を示す。

「機」：機械器具等の損料または賃料

「勞」：勞務費

「材」：材料費

旧泉公民館舗装版撤去工事

[illegible]

日現

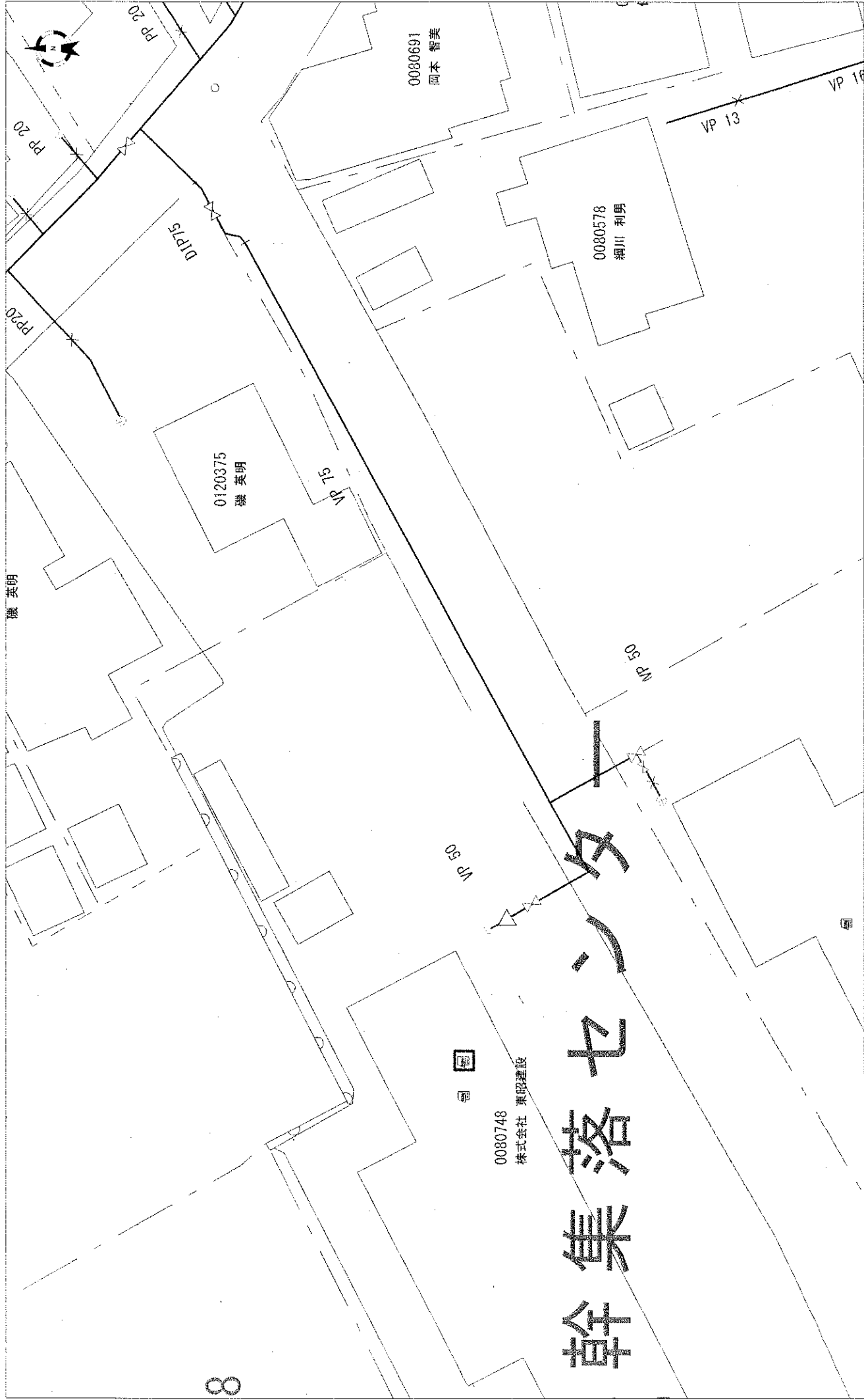
241.7

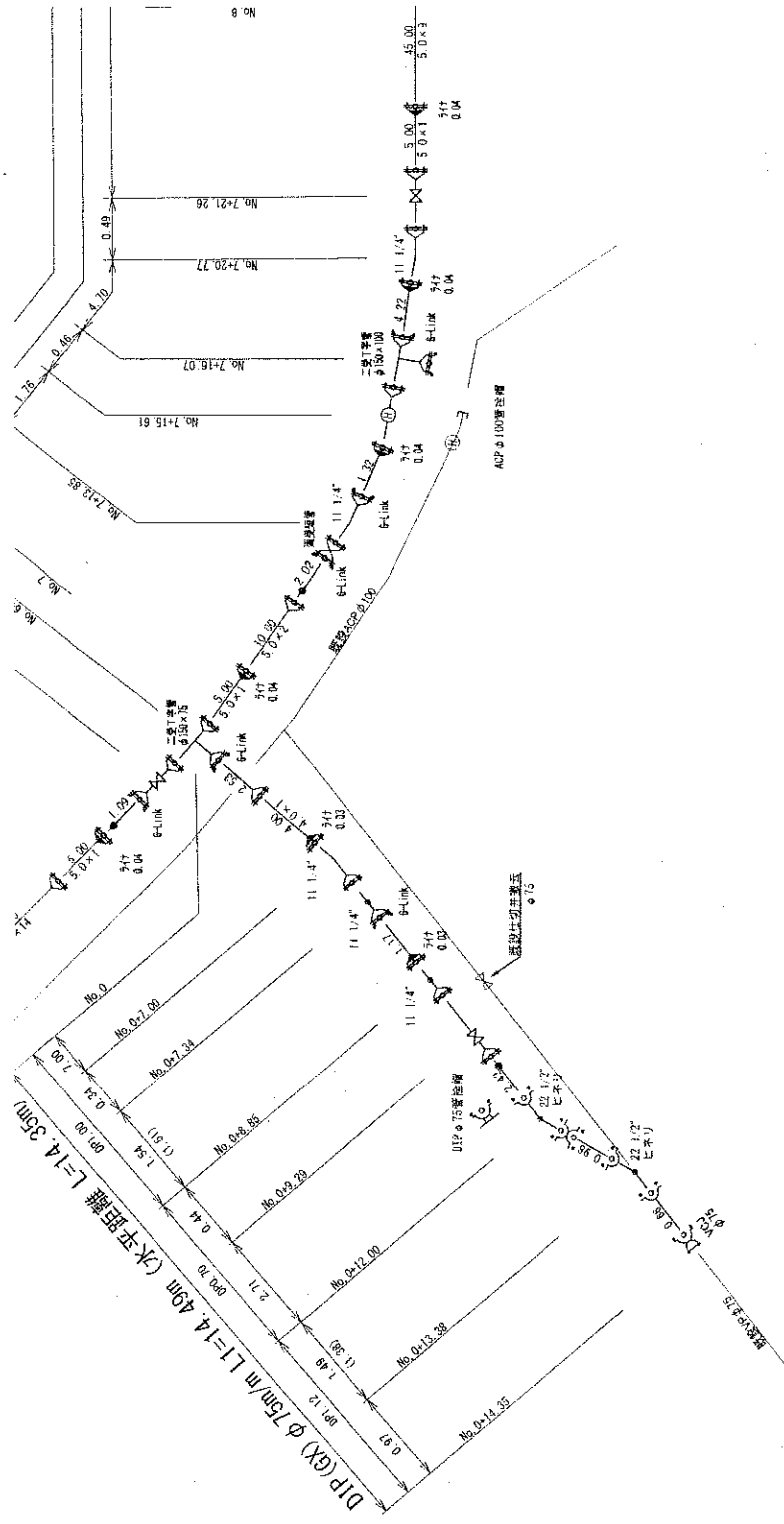
239.3

239.7

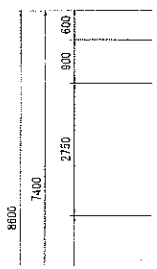
幹集落センター

いずみ保育所



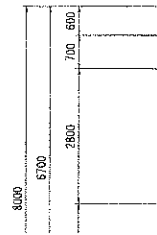


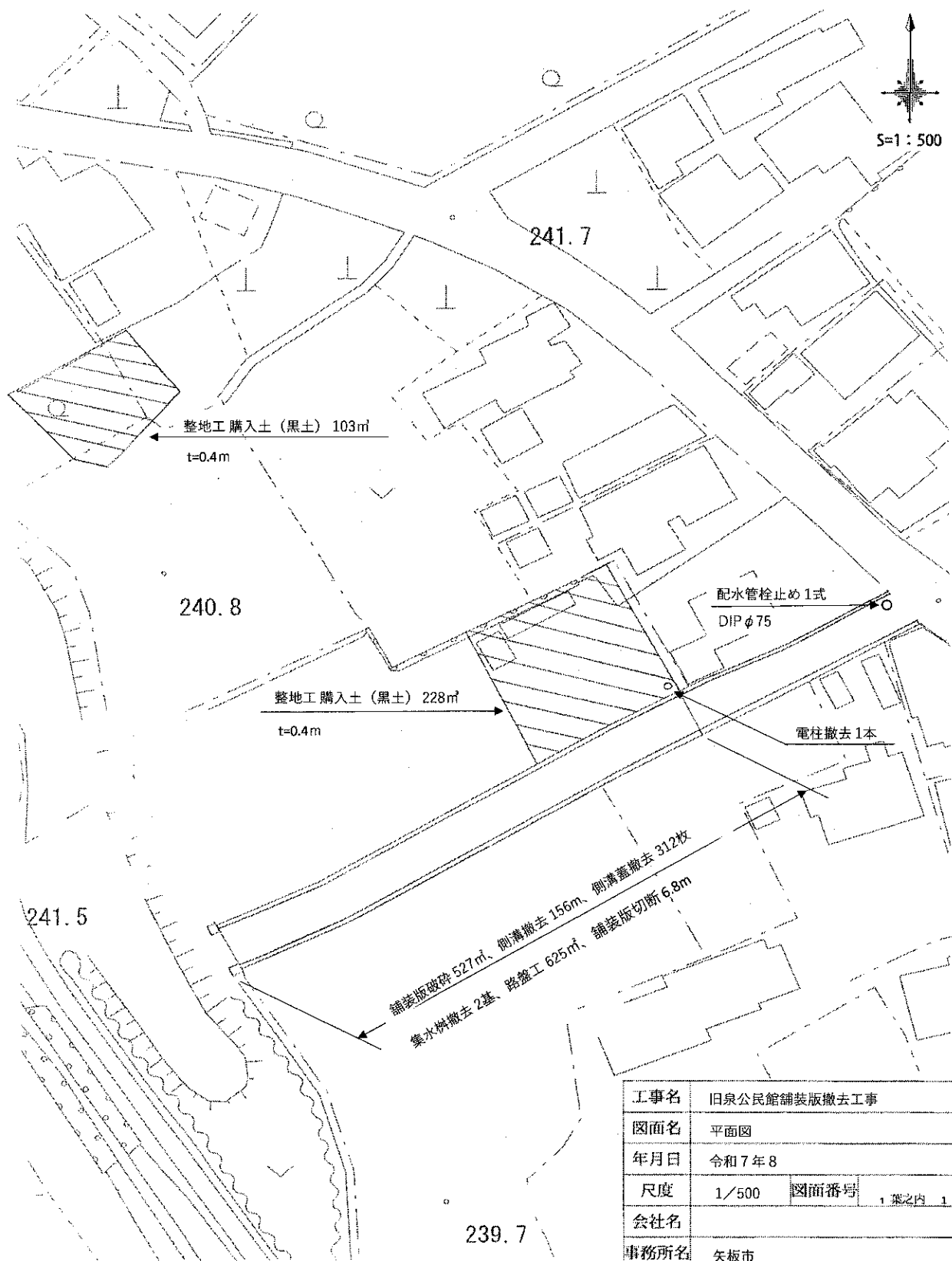
150 L1
NO. 3



PL 00
 sewerage system A100 DP 1.20

150 L1
NO. 7





工事名	旧泉公民館舗装版撤去工事		
図面名	平面図		
年月日	令和7年8		
尺度	1/500	図面番号	1 葉之内 1
会社名			
事務所名	矢板市		